

商品等への資格名称使用に関する届出規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本雑穀協会（以下「本協会」という。）が認定する資格名称である「雑穀エキスパート」「雑穀アドバイザー」「雑穀クリエイター」（以下「資格名称」という。）の商品パッケージなどへの名称使用について、手続き方法や条件を定め、資格名称の適切な使用を促進することを目的としています。

第2条（記載方法）

以下の2つの方法で記載が可能です。

1. 資格名称のみを記載する
2. 資格名称と認定者名を併記して記載する

第3条（使用の届出）

商品パッケージなどに資格名称を使用する場合、商品等への資格名称使用届出書、または使用登録届出フォーム（以下「届出書」という。）に必要事項を記入、または入力し、本協会に提出する必要があります。なお、ここでいう商品パッケージとは、雑穀を使用した商品における包装資材や同梱の紹介文などを指し、総合カタログ、パンフレット、POP、ホームページなどに記載されるものは含まれません。

第4条（申請者）

届出書の提出については、関与する資格認定者自身が行うものとします。

第5条（届出に関する費用）

届出にかかる費用は無料となります。

第6条（届出受理）

提出された届出書の内容や関連する資格認定者名を確認し、資格名称の使用が雑穀の普及と促進に資すると認められた場合、申請者の届出は受理されます。

第7条（ロゴ使用の不許可）

本協会のロゴを商品に使用することはできません。

第 8 条（誤認の注意）

資格名称を使用した商品については、本協会の認証（監修、推奨、保証、認定、表彰など）との混同を避けるために、記載内容について注意が必要です。

第 9 条（見本の提出）

申請者は、届出時に商品パッケージ等のデザイン見本を添付してください。また、製品化後に当該商品を本協会に提出してください。

第 10 条（報告義務）

申請者が資格名称を商品などに使用したことにより、第三者との紛争が生じた場合、または、生じる可能性がある場合には、その状況を迅速に本協会に報告しなければなりません。

第 11 条（届出書の再提出）

使用届出書に記載された関与する資格認定者が変更となる場合は、再度届出書を提出する必要があります。

第 12 条（使用の終了）

当該商品の販売が終了した場合や、資格認定者が当該商品との関与を終了した場合には、速やかに本協会までご連絡ください。

第 13 条（その他）

当該商品が資格の価値や健全な雑穀の普及を損なう可能性がある場合は、本協会から改善を要求することや、資格名称の使用中止を求めることがあります。なお、この規程は必要に応じて予告なく変更することがあります。